

7. 理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、法令又は定款に定めるもののほか、定款第5章及び第6章の規定に基づき、一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会（以下「NFA」という。）の理事会の議事の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(役員以外の出席)

第2条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(招集権者)

第3条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(欠席)

第4条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第5条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

2 理事会の会議の議題が、次に掲げる議題の他、議長である理事が特別の利害関係を有するものであるときは、その議題の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

- (1)当該理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとすることの承認に関する議題
- (2)当該理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとすることの承認に関する議題
- (3)この法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとすることの承認に関する議題
- (4)理事長の解職に関する議題

(決議の方法)

第6条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 次の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、前項の理事の数に算入しない。

- (1)自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとすることの承認に関する議題のときの当該理事
- (2)自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとすることの承認に関する議題のときの当該理事
- (3)この法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとすることの承認に関する議題のときの当該理事
- (4)理事長の解職に関する議題のときの理事長である理事
- (5)その他特別の利害関係を有する事項に関する議題のときの当該理事

- 3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の議題について提案をした場合において、当該提案につ

き理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、定款第37条の定めに基づき当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（決議事項）

第7条 別表に掲げる事項に関する決定は、理事会の決議を得なければならない。

2 理事長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、理事長は、次の理事会に報告しなければならない。

（議事録）

第8条 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した理事長及び監事がこれに記名押印（電子署名を含む。）をしなければならない。

2 前項の議事録は、10年間この法人の主たる事務所に備え置かななければならない。

（施行）

第9条 本規程は、2024年4月1日から施行する。

（別表）

1 財産・財務に関する事項

(1)事業報告、計算書類及び附属明細書の承認

(2)重要な財産の処分及び譲受

① 1件 500万円以上の財産の取得及び処分

② 1件 500万円以上の設備投資

③事業の譲渡又は譲受

④ 1件 50万円以上の債務免除

(3)多額の貸付 1件 50万円以上の貸付

(4)多額の借入 1件 500万円以上の借入

(5)事業計画及び予算（以下「事業計画等」という。）の承認

(6)経営計画に関する事項

(7)事業計画等の変更及び次年度以降の事業計画等において決定すべき内容並びに経営計画の変更に影響を及ぼすものその他の重要な契約の締結及び変更

2 その他重要な業務執行に関する事項等

(1)重要な訴訟の提起

(2)社員総会の決議により委任された事項

(3)その他法令又は定款に定められた事項

(4)その他理事会が特に必要と認めた事項